物　　件　　調　　書

物件番号	55

所在地	北海道北見市相内町１３４番１０							
住居表示	同　　所							
現況地目及び面積等	宅地	328.04 ㎡					工作物	—
		————					立木竹	—
登記簿記載事項	地番	134番10						
	地目	宅地						
	数量	328.04㎡						
	地番							
	地目							
	数量							

接面道路の状況	南側　　舗装国道　　幅員約　27.3 m　　（法第４２条第１項第１号道路）

法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	市街化区域	
		用途地域	近隣商業地域
		地域・地区	
		建ぺい率	８０％
		容積率	３００％
		高度制限	指定なし
		防火指定	準防火地域
	その他	・景観法　・宅地造成及び特定盛土等規制法　・水防法　・都市再生特別措置法 ＊別葉「補足説明事項」参照	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電　　気	接面道路配線　有	—	—
	公営水道	接面道路配管　有		
	公共下水道	接面道路配管　有		
	都市ガス	接面道路配管　無		
交通機関	鉄道等	ＪＲ石北本線　相内駅の　北西方　約0.2km　徒歩3分		

公共施設	北見市役所	北見市立相内小学校	北見市立相内中学校

参考事項	・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、北海道ホームページ（盛土規制法トップページ）で確認願います。 ・当該物件を含む周辺地域は、北見市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています。詳細については、北見市に照会願います。 ・当該物件は、北見市立地適正化計画で定める居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の開発、建築等行為及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき北見市長への事前届出が必要となります。詳細については、北見市に照会願います。 ・当該物件の北側隣接地から樹木の枝、ブロック土留、収納箱、金網、木柵及び資材が越境しています。 ・当該物件の北側の境界標が無標のため、逃げ杭（13cm）が設置されています。設置箇所については、概要図で確認してください。 ・当該物件の接面道路に植樹帯があるため、現状において車両の進入は一部からしかできません。 ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。

※　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

所　在　地	北見市相内町１３４番１０	物件番号	５５

案　内　図

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

所 在 地	北見市相内町１３４番１０	物件番号	５５

概　要　図

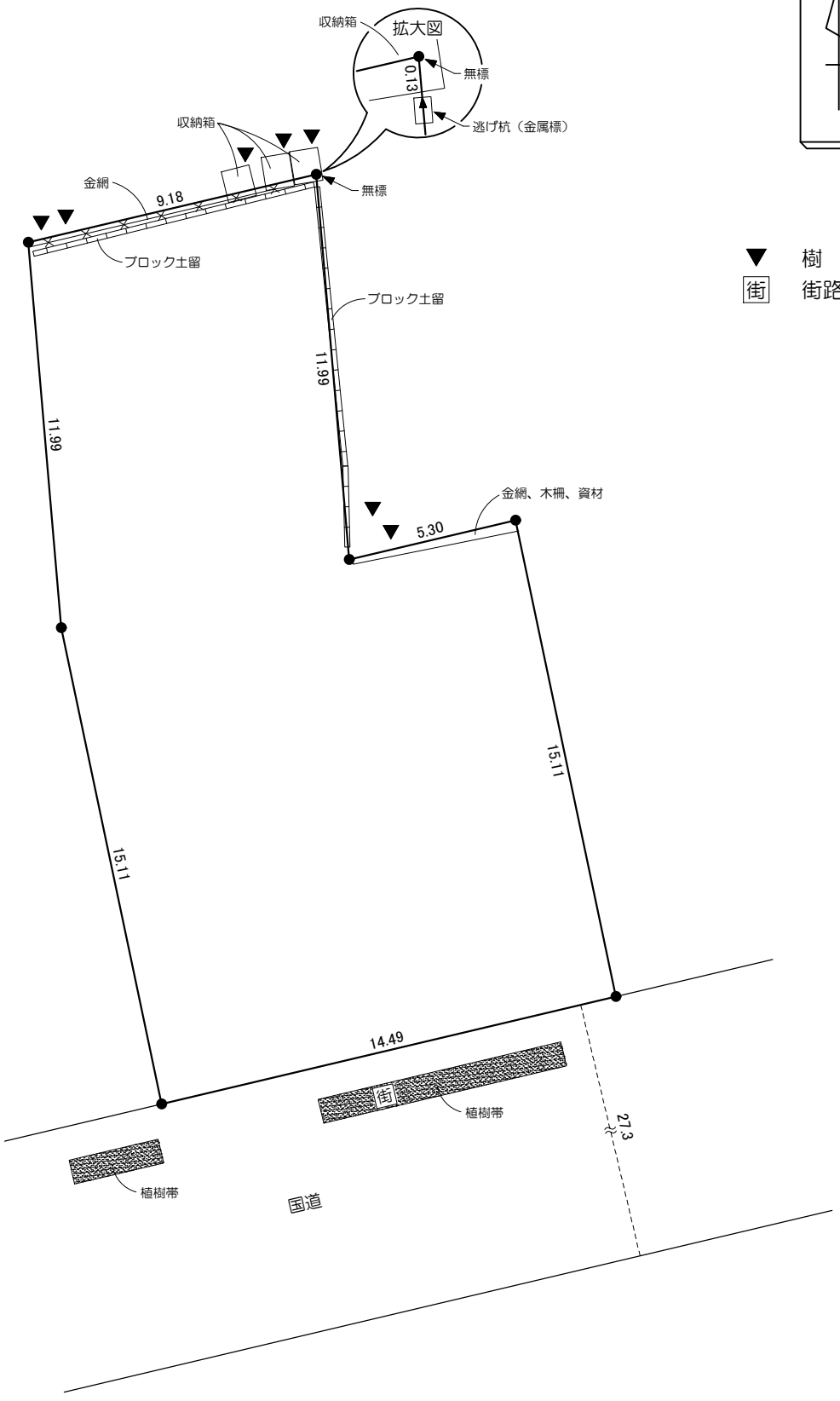

単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	55
所　在　地	北見市相内町134番10